

東日本大震災被災者住宅再建補助金等交付について

《市長コメント》

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、平成25年2月から石巻市東日本大震災被災者住宅再建資金利子補給補助金の交付を行っていましたが、今般、新たに、319億円の東日本大震災復興基金交付金津波被災住宅再建分の交付が決定いたしました。

これにより、従来の利子補給制度を廃止し、この復興基金交付金を財源とする石巻市東日本大震災被災者住宅再建補助金交付要綱を制定して、被災住宅の再建を行う被災者に対し、補助金を交付することといたしました。

補助制度内容は、新築又は購入の場合は、利子補給で上限300万円、取得補助で上限額150万円、補修の場合は、利子補給で上限150万円、費用補助で上限額100万円とし、さらに、嵩上げに対する上限額100万円の補助も創設しました。

また、災害危険地区の指定日であります平成24年12月1日前に移転し、国のがけ地近接等危険住宅移転事業の支援が受けられなかった方々についても遡及適用し、国と同様な補助金を交付することといたしました。

これによりまして、国の支援を受ける災害危険区域内と国の支援がない区域外との被災者の住宅再建に対する大きな支援格差が緩和され、被災住宅の早期再建の後押しとなり、本市への定住促進につながるものと期待しております。